

政令第三百四十八号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十条第三項及び第四項並びに第三十六条の四の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 専ら給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所（以下これらの取扱所を「給油取扱所」という。）

イ 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量四千リットル以下のタンク（容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。ロにおいて同じ。）に注入する作業

ロ 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル

ル以下のタンクに注入する作業

第十条第六項中「まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前各項に掲げる基準の特例を定めることができる。

第十七条第一項第十六号中「又はこれに附帯する」を「その他の」に、「総務省令で定める用途に供する建築物」を「建築物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

3 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

第二十七条第六項第一号中へを削り、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するとき

は、容器又は車両の一部若しくは全部が給油空地からはみ出たまままでガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入しないこと。

第二十七条第六項第一号カ中「又は」の下に「ガソリン、」を、「若しくは」の下に「灯油若しくは軽油を」を加え、同号カを同号ヨとし、同号ワに次のただし書を加える。

ただし、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

第二十七条第六項第一号中ワをカとし、チからヲまでをリからワまでとし、同号ト中「専用タンク又は簡易タンク」を「専用タンク等」に改め、同号トを同号チとし、同号チの前に次のように加える。

ト 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンク（以下このト及びチにおいて「専用タンク等」という。）

がある場合において、当該専用タンク等に危険物を注入するときは、次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 当該専用タンク等に接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止すること。ただし、専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

- (2) 自動車等を当該専用タンク等の注入口に近づけないこと。

第二十七条第六項第一号の二中「ト」を「チ」に改め、同項第一号の三中「カ」を「ヨ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、第十条及び第十七条第一項第十六号の改正規定並びに第二十条に一項を加える改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

危険物の規制の合理化を図るため、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準等について特例を定めることができるようにするとともに、給油取扱所に設けることができる建築物の用途を拡大する等給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準等について所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。